○農林水産省告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県小浜市下根来一九号下谷二の六から二の一二まで、二の一五から二の一八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下根来一九号下谷二の六・二の一五・二の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二の七から二の九まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町合波五〇字八百谷四の一、二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県鯖江市金谷町二三字奥堂ノ上八、九、二四字堂ノ上一三、一五から一八まで、三三字節ノ尾一、三五から三七まで、三四字尾畑一〇、一一、一三、二〇、三二、三三、三四の一、三四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び鯖江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県鯖江市沢町三七字堂ノ奥一九の三、二〇の三、二一の三、二一の四、二一の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

沢町三七字堂ノ奥一九の三・二一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び鯖江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県越前市南坂下町五〇字谷山一七から二二まで、三九、四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町字津尾八五字小字津尾二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町今市一一八三の八、一一八三の九、一一八四、一一八五

二　指定の目的　水源の涵養